



## 平成18年度事業報告

### 一般事項

平成18年度は耐震強度偽装問題を受け再発防止策のため建築士法の一部改正法が国会で成立した。今回の改正建築士法では新資格として構造設計・設備設計一級建築士が創設されることになった。

今回創設される設備設計一級建築士は一級建築士から選別されることになっており、一級の資格を持たない建築設備士からは、仕事が減るのではとの不安もある。今後は設備設計関係者として資格者保有の問題、受験資格の問題等含め多くの難題を抱えることになる。

今回の法改正では強度偽装問題からの経緯とされているが、建築設計の専門分化はもともと議論されているところであり、時期を失した感もある。

一方既存の資格である「建築設備士」は建築設備の設計・工事監理が建築士とは別の専門知識が必要との考えから業務権限を持つ資格の位置付けとして制度化された経緯がある。しかし今回の改正でも前回と同じく業務権限獲得には至らず一級建築士の助言役である。今後は法改正の中の衆議院での付帯決議である「建築設備士」の扱いが焦点になりその活用が目目されることになる。

いづれにしても設備設計業界にとっては、死活問題であり一層の厳しい対応を迫られるところである。

### 中小企業人材確保推進事業について

平成16年7月1日付けで推進事業実施団体として沖縄県より認定を受け3年目の最終年度を終了した。推進事業の中で職場環境の改善、教育訓練、人材の確保、従業員の実態調査等を分析し各会員事務所で役立てることを目標に推進してきた。しかし各会員事務所にとっては厳しい経営環境の中で経営者として今後の雇用管理改善をいかに進めていくか大きな課題を残している。

過去3年間の人材確保推進事業の中では、特に調査事業において、会員事務所のいろいろな面の実態と、又一般市民の設備設計業界に対するイメージ等がある程度把握することができ今後の協会活動に役立つものと思う。一般市民に対するホームベ

ージの公開や、新聞広告等によるPRで当協会の存在や認識に多大の効果があつた。今後は、会員に対し積極的な意識改革と雇用管理改善に向けた働きかけを進めていきたい。

